

議 事 録 (要旨)

平成28年12月27日(火)午後1時30分、福井市役所本館8階第8会議室ABにおいて農地部会が開催された。

○議事及び審議結果

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第38号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	決定
第39号議案	農用地利用集積計画の決定について	決定
第40号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	許可
第41号議案	農地法第4条第1項の許可の申請に対する意見の決定について	決定 (許可相当)
第42号議案	農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について	決定 (許可相当)
第43号議案	現況証明について	交付決定

2 報告事項

議案番号	議 案 名
第58号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第59号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第60号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第61号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第62号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第63号報告	農地等の現況調査結果の確認について

3 その他

○出席委員 20名

1番	高橋	隆夫	
2番	吉田	清治	
3番	屋敷	忠雄	
4番	山本	隆夫	
5番	小寺	辰夫	
6番	鈴木	肇	
7番	阿部	勝征	
8番	前川	秀人	
9番	池田	敏雄	
10番	杉本	康治	
12番	堀内	敏正	
13番	渡辺	紳七	
14番	山本	清幸	
15番	田谷	美千代	
16番	藤田	諭	
17番	北	定	(農地部会長職務代理者)
18番	武澤	義明	(会長職務代理者)
19番	北川	健	(農地部会長)
	細江	昭夫	(会長)
	市村	武男	(会長職務代理者)

○欠席委員 1名

11番	毛利	清治	
-----	----	----	--

○出席職員

農業委員会事務局	局長	石川	行芳
	主任	島田	竜彦
	主幹	猪坂	朋彦
	主査	小林	恵美
	主事	中出	剛史
	主事	伊藤	剛
農政企画室	副主幹	岩野	俊二

開 会

午後1時30分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

19番 北川
農地部会長
(議 長)

それでは、ただ今から12月の農地部会を開催いたします。

なお、毛利委員より欠席の連絡を受けております。

それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名員につきましては、議事規則第19条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

では、指名させていただきます。議席番号15番 田谷 委員、16番 藤田 委員、ご両名よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。第38号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題いたします。市長より意見を求められている案件の審議でありますので、よろしくお願いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第38号議案の農用地利用集積計画について説明)

農政企画室

(第38号議案の農用地利用配分計画(案)について 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第38号議案を、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)についてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって第38号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第39号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、第39号議案中、81番の案件につきましては、農業委員会に関する法律第31条第2項、議事参与の制限に該当しますので、議席番号6番、鈴木委員には審議終了まで退席をお願いします。

(6番 鈴木委員 退席)

議 長

それでは、第39号議案中、81番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局

(第39号議案中、81番の案件について説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第39号議案中、81番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
鈴木委員に入場をお願いします。

(6番 鈴木委員 入場)

議 長

鈴木委員に報告します。第39号議案中、81番の案件につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、第39号議案中、116番と117番の案件につきましては、農業委員会に関する法律第31条第2項、議事参与の制限に該当しますので、細江会長には審議終了まで退席をお願いします。

(細江会長 退席)

議 長

それでは、第39号議案中、116番と117番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局

(第39号議案中、116番と117番の案件について説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第39号議案中、116番と117番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
細江会長に入場をお願いします。

(細江会長 入場)

議長

細江会長に報告します。第39号議案中、116番と117番の案件につきましては、原案どおり決定いたしました。
引き続き、第39号議案中、81番及び116番、117番を除く案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第39号議案中、81番及び116番、117番を除く案件について説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第39号議案中、81番及び116番、117番を除く案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
したがって、第39号議案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、第40号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第40号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第40号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

続きまして、第41号議案「農地法第4条第1項の許可の申請に対する意見の決定について」及び第42号議案「農地法第5条第1項の許可の申請に対する意見の決定について」を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第41号議案及び第42号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、12月16日(金)に事前調査を行っております。その結果を当番委員でありました池田委員から報告をお願いします。

(第41号議案及び第42号議案 現地調査報告)

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第41号議案及び第42号議案は、許可相当と認め、意見決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。
続きまして、第43号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第43号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、12月16日(金)に事前調査を行っておりますので、その結果を北部会長職務代理者から報告をお願いします。

17番 北
農地部会長
職務代理者

(第43号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第43号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。それでは、第58号報告ないし第63号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第58号報告ないし第63号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑はありませんか。

6番
鈴木委員

第59号報告の議案番号14番の時効取得というのは、どういうことですか。

事務局

時効取得につきましては裁判所の手続きになりますので詳細につきましては不明でございますが、通常、民法上で善意無過失の場合は10年、悪意の場合は20年

以上占有することで所有権を取得できるというものです。

6 番
鈴木委員

同じく第59号報告の議案番号27番の共有持分の放棄というのは、どういうことですか。

事務局

当初2分の1ずつ所有していた農地を共有者が放棄されて権利取得者の単独所有になったという報告でございます。こちら農業委員会の許可が要らずに法務局での直接の手続きでできますので、許可不要の3条の届出としております。

11 番
杉本委員

先程の時効取得の案件ですが、元の地主が放棄したということですか。

事務局

この案件について元の地主さんが了承しているかどうかまでは確認はとっておりませんが、届出書類を確認しますと、平成2年に遡って農地を取得した、となっております。

もちろん元の地主さんと了承の上でやっていることもあるかと思いますが、この案件がどういう内容かまでは詳細は不明でございます。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

他にないので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。

12月農政部会の報告を、市村会長職務代理者よりお願いします。

市村会長
職務代理者

(12月農政部会 報告)

議 長

続きまして、その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程等 説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、北部会長職務代理者よりお願いします。

17 番 北
農地部会長
職務代理者

本日は審議事項が6件、報告事項が6件ございました。いずれも、委員の皆様には慎重なご審議と妥当なご決議をいただきありがとうございました。

議 長

これをもちまして12月の農地部会を閉会いたします。
本日は、ありがとうございました。

閉 会

午後2時25分